

## 国立大学法人香川大学における新型コロナウイルス感染症への対応指針

方針：本対応指針は、本学の学生、教職員及びその家族の健康と安全を確保するとともに、本学における感染拡大防止のため策定するもの。

留意点：原則として、全学共通の対応指針とするが、医学部及び附属病院については、その機能及び社会的使命に鑑み、別途定める。

現在の状況	制限レベル	入構	授業(教育活動)	課外活動	研究活動	管理運営活動	会議	移動制限
緊急事態対策期 (香川県)	小	【学生・教員・職員】 ・感染防止対策の上、可	【学生・教員・職員】 ・感染防止対策(3密回避)の上、必要度が高い場合対面可 ・レポート等の提出は、紙媒体での提出可 ・学生からの問い合わせは、学務係窓口、電話、メールで対応	【学生】 ・感染防止対策(3密回避)の上、実施	【学生・教員・職員】 ・感染防止対策(3密回避)の上、実施 ・学会等は感染防止対策が十分な場合は参加・開催可	【職員】 ・感染防止対策(3密回避)の上、実施 (在宅勤務、時差出勤等を推奨)	【教員・職員】 ・感染防止対策(3密回避)の上、実施	【学生・教員・職員】 ・移動の際は感染防止対策(3密回避)を徹底
	中	【学生】 ・不要不急の入構自粛 (※生協、PCルーム、図書館、講義室利用は可。課外活動に伴う入構は、課外活動事項を参照のこと。) 【教員・職員】 ・感染防止対策の上、可	【学生・教員】 ・感染防止対策(3密回避)の上、対面による授業実施を行う。ただし、近距離、長時間での対面となる授業については実施見合わせる。 (詳細は各学部・研究科及び授業担当教員の指示に従うこと)	【学生】 ・一部制限付実施 (※1日2時間、週4回まで、活動場所は香川県内) (※基本的感染対策を徹底したうえで実施。各部局からの指示がある場合は、その指示に従う)	【学生・教員】 ・感染防止対策の徹底 ・学会等への参加は慎重な検討を行う ・県外における活動については、「移動制限」事項記載内容に準拠する。 【研究指導】 ・感染防止対策を徹底したうえで、対面での指導を実施	【職員】 ・感染防止対策(3密回避)の上、実施 (可能な業務に在宅勤務を適用)	【教員・職員】 ・可能であれば遠隔会議 (困難な場合は感染防止対策(3密回避)の上、実施)	【学生】 ・「緊急事態宣言発出地域」及び「まん延防止等重点措置」対象区域への不要不急の往来は禁止。やむを得ず移動した場合は帰県後7日間の自宅待機。 【教員・職員】 ・「緊急事態宣言発出地域」への出張・研修は禁止。やむを得ず移動した場合は帰県後7日間の自宅待機。ただし、部局長等の判断により一部条件付きで制限解除可とする。 ・「まん延防止等重点措置」対象区域へは不要不急の往来は控える。 (帰県後は14日間の健康観察及び行動記録)
	大	【学生】 ・原則禁止 (※生協、PCルーム、図書館、講義室利用は可) 【教員・職員】 ・感染防止対策の上、可 (※生協等利用は限定的に可) ※生協は短縮営業で、感染防止対策(3密回避・マスク着用)を遵守出来ない場合は入店禁止	【学生・教員】 ・遠隔講義で実施 (可能な限り在宅で対応、ただし、PCルーム、図書館、講義室利用は可) ・レポート等の提出は、Moodle、メールのみ ・学生からの問い合わせは、電話、メールで対応	【学生】 ・禁止 (ただし、公的な大会・行事に参加する場合は、例外的に一定制限のもと練習を許可する場合がある。)	【学生・教員】 ・感染防止対策の徹底 ・県外における活動については、「移動制限」事項記載内容に準拠する。 【研究指導】 ・ゼミ等対面での指導は、やむをえない事由での活動に限り、部局長等の判断の下で最小限の実施(学生への活動の強制は禁止)	【職員】 ・可能な限り在宅勤務で対応	【教員・職員】 ・不要不急の会議中止 (その他は遠隔会議)	【学生】 ・県外移動自粛 (県外からの帰着後は7日間の自宅待機) 【教員・職員】 ・県外移動自粛(隣県間の通勤・地域医療支援を除く) (県外からの移動後は7日間の自宅待機)
	禁止	【学生】 ・禁止 【教員・職員】 ・危機対策本部長が認めた者のみ可 (原則在宅勤務で対応)	【学生・教員】 ・遠隔講義のみ実施 (在宅でのみ可) ・レポート等の提出は、Moodle、メールのみ ・学生からの問い合わせは、メールで対応	【学生】 ・禁止	【学生・教員】 ・学内外での全ての研究活動を停止 ・研究基盤維持のため最小限の業務のみ、部局長の許諾の下で対応	【職員】 ・最低限の大学機能維持業務のみ最小人数で実施(その他は在宅勤務で対応)	【教員・職員】 ・原則中止 (緊急の場合遠隔会議)	【学生・教員・職員】 ・県外移動禁止 (自宅待機を併せて要請)

※黄色部分が現在該当する箇所

## 国立大学法人香川大学における新型コロナウイルス感染症への対応指針に係る行動制限の考え方

I. 国・県からの要請・指示	レベル	備考
要請なし	0	
注意喚起	1	
自粛要請	2	8/9から、香川県「緊急事態対策期」に移行。 8/20から高松市が国から「まん延防止等重点措置」地域に指定。
休業要請	3	
休業指示	4	

II. 香川県内の感染状況	レベル	備考
感染者なし	0	
新規感染者が散発的に発生	1	
新規感染者が1日当たり数名～9名発生	2	
新規感染者が1日当たり10名以上発生	3	直近1週間の感染者が83名発生。(9/16時点)
新規感染者が爆発的に発生	4	

III. 本学学生・教職員の感染者	レベル	備考
なし	0～2	
1名発生	3	
複数発生	4	R2年11月以降、複数感染事例あり。

4. 全学の行動制限の決定	行動制限レベル	備考
上記Ⅰ～Ⅲのレベルを判断基準として、教育（授業，課外活動，入構），研究（教員・学生），運営（会議，事務）の各区分で具体的な制限事項を明記する。 ただし，上記判断基準は各区分において，個々に適用して検討を行う。	通常（制限なし）	
	小	
	中	
	大	
	禁止	

※ 黄色部分が現在の状況を示す。